

コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方

凡 例

本「コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方」においては、以下の略称を用いています。

正式名称	略称
暗号資産交換業者に関する内閣府令（平成二十九年内閣府令第七号）	交換業府令
資金移動業者に関する内閣府令（平成二十二年内閣府令第四号）	移動業府令
資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）	資金決済法
デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和五年法律第六十三号）	一括法
デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（令和五年政令第二百八十四号）	一括法施行日政令
デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う金融庁関係政令の整備等に関する政令（令和五年政令第三百十六号）	一括法政令
信用金庫法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十五号）	信金法施行規則
信用金庫法施行令（昭和四十三年政令第四百四十二号）	信金法施行令
信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）	信金法
金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十六号）	兼営法施行規則

目次

I 掲載方法関係	1
II 掲載内容関係	13
III 適用除外関係	15
IV その他	17

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
I 掲載方法関係		
(1)ウェブサイトにおける表示箇所等		
1	貸金業者が貸金業法第 14 条第 2 項および同法第 23 条第 2 項の事項をウェブサイトに掲載するにあたり詳細な要件はあるか(例えば、掲載場所としてトップページから●階層・●クリック以内の場所に掲載する、貸付条件等と併せて掲載する、など)。	各事業者のウェブサイトの構成等が様々であり、表示する箇所や方法について詳細な条件等を一律にお示しすることは困難です。各事業者において、現在書面で掲示されている事項を「インターネットによる閲覧等を可能とし、いつでもどこでも、必要な情報を確認できるようにすることで、利便性の向上を図る」という一括法の趣旨を踏まえ、一般の消費者・利用者に対する適切な情報提供が行われるようご対応ください。
2	ウェブサイトに表示する文字の大きさに指定はあるか。	
3	【該当条文】 信託業法施行規則第 75 条第 2 項 「(信託業)法第 72 条第 2 項の規定による閲覧に供する措置をするときは、当該信託契約代理店のウェブサイトに掲載する方法によりしなければならない」とありますが、改正信託業法施行規則において第 75 条第 2 項関係の別紙様式の定めはなく、ウェブサイトに掲載する際の様式のほか、フォント、サイズ、字体等についても指定はないという理解でよろしいでしょうか。	
4	【該当条文】 銀行法施行規則第 34 条の 2 の 35 第 2 項 「(銀行)法第 52 条の 2 の 10 において準用する法第 52 条の 40 第 2 項の規定による閲覧に供する措置をするときは、当該外国銀行代理銀行のウェブサイトに掲載する方法によりしなければならない」とありますが、改正銀行法施行規則において第 52 条の 40 第 2 項関係の別紙様式の定めはなく、ウェブサイトに掲載する際の様式のほかフォント、サイズ、字体等についても指定はないという理解でよろしいでしょうか。	
5	【該当条文】 銀行法施行規則第 34 条の 2 の 35 第 2 項 「(銀行)法第 52 条の 40 第 2 項の規定による閲覧に供する措置をするときは、当該銀行代理業者のウェブサイトに掲載する方法によりしなければならない」とありますが、改正銀行法施行規則において第 52 条の 40 第 2 項関係の別紙様式の定めはなく、ウェブサ	

	<p>イトに掲載する際の様式のほかフォント、サイズ、字体等についても指定はないという理解でよろしいでしょうか。</p>	
6	<p>【該当条文】 信金法施行規則第 104 条第4項</p> <p>意見等： 公衆の閲覧においては、現在、信用金庫のウェブサイトの保険商品や有価証券の紹介ページ内に第 104 条第2項各号の趣旨の記載が盛り込まれていれば、改正を踏まえた対応（ページの見直し）は不要との理解で良いか（例えば、第 104 条第2項各号のみ掲載したウェブページの作成は不要であることを確認したい。）。 また、本件に係るウェブサイト内での掲載場所やフォント等は、信用金庫の判断で差し支えないこと（当局としての定めはないこと）を確認したい。</p>	
7	<p>【該当条文】 信金法施行規則第 137 条の5</p> <p>意見等： 別紙様式において、店頭掲示の「標識」の様式が示されているが、ウェブサイトに掲載する様式等については、特段示されないという理解で良いか。</p>	
8	<p>【該当条文】 信金法施行規則第 146 条</p> <p>意見等： 別紙様式において、店頭掲示の「標識」の様式が示されているが、ウェブサイトへの掲載については、様式等は示されることはないという理解で良いか。</p>	
9	<p>【該当条文】 貸金業法施行規則第 20 条第2項</p> <p>意見・質問： 改正後（案）の貸金業法施行規則第 20 条第2項に定める「当該貸金業者のウェブサイトに掲載する方法」に関しては、多くの企業が自社の運営する Web サイトにおいて掲示する企業情報ページ内（トップページから2回程度の遷移で到達できる箇所）に、次のとお</p>	

	<p>り2行書きすること(なお、貸金業者の商号は、企業情報ページ内の以下とは別の場所に明記されている。)は、(公衆の見やすい場所に相当し)許容されると考えているが、相違ないか。</p> <p>言い換えると、Web サイト上のどのページのどの箇所に表示するかについては、法の趣旨を尊重する前提における企業の裁量によると考えてよいか。</p> <p>関東財務局長(●●)第●●●●●●●●号 登録有効期間 20●●年 12 月●●～20●●年 12 月●●日</p>	
10	<p>掲出項目がウェブサイト上に具備されていれば改正法・改正規則の対応として問題ないか。(掲載箇所が分散していても問題ないか、まとめて掲示することが求められるか)</p>	
11	<p>【該当条文】 貸金業法施行規則第 11 条第6項</p> <p>意見・質問: 改正後(案)の貸金業法施行規則第 11 条第6項に定める「当該貸金業者のウェブサイトに掲載する方法」に関しては、自社の運営する Web サイトにおいて、(クレジットカードの付帯する)キャッシングサービスの申込を勧誘する(又は、案内する)Web ページ内に設けたリンクをクリックすることで、現在使用している貸付条件表を PDF 形式に変換したものが別ページとして表示される状態としておく方法は許容されると考えるが、相違ないか。</p>	<p>各事業者のウェブサイトの構成等が様々であり、表示する箇所や方法について詳細な条件等を一律にお示しすることは困難です。各事業者において、現在書面で掲示されている事項を「インターネットによる閲覧等を可能とし、いつでもどこでも、必要な情報を確認できるようにすることで、利便性の向上を図る」という一括法の趣旨を踏まえ、一般の消費者・利用者に対する適切な情報提供が行われるようご対応ください。</p> <p>その上で、左記のような掲載方法を採用ことは否定されません。</p>
12	<p>【該当条文】 銀行法施行規則第 34 条の2の 35 第2項</p> <p>銀行法第 52 条の2の 10 において準用する法第 52 条の 40 第2項に定める「商号、認可番号又は第五十二条の二第三項の規定による届出をして外国銀行代理業務を営む者である旨、所属外国銀行の名称又は商号、主たる営業所が所在する国」(改正銀行法施行令第 14 条の8で読替え)のウェブサイトへの掲載方式について、トップページへの掲載が必要でしょうか。例えばトップページの「ご案内」の中へ「外国銀行代理業務について」という項目を設け誘導する方式でも可能でしょうか。その際、【外国銀行代理</p>	

	<p>業務 認可番号 or「銀行法第五十二条の二第三項の規定による届出をして外国銀行代理業務を営む者」金融庁長官(金監)第●号 (株式会社 ●●銀行) 所属外国銀行 ●●銀行株式会社(主たる営業所が所在する国 ●●)、▲▲銀行株式会社(主たる営業所が所在する国▲▲)】等の記載で問題ないでしょうか(所属外国銀行が複数ある場合には列記することで問題ないでしょうか)</p>	
13	<p>【該当条文】 信託業法施行規則第 75 条第2項</p> <p>信託業法第 72 条第2項に定める法定記載事項である「商号若しくは名称又は氏名、登録番号、所属信託会社の商号」のウェブサイトへの掲載方式について、トップページへの掲載が必要でしょうか。例えばトップページの「ご案内」の中へ「信託契約代理業について」という項目を設け誘導する方式でも可能でしょうか。その際、【信託契約代理業 登録番号 財務(支)局長(代信)第●号 (株式会社 ●●銀行) 所属信託会社 ●●信託銀行株式会社、▲▲信託銀行株式会社】等の記載で問題ないでしょうか(所属信託会社が複数ある場合には列記することで問題ないでしょうか。)</p> <p>また、上記のように記載するほか、銀行代理業者かつ信託契約代理店である金融機関は、「銀行代理業者に関する事項」「信託契約代理店に関する事項」に分けて、各法定記載事項を表形式で示すことでも法令を充足するという理解でよいでしょうか。</p>	<p>各事業者のウェブサイトの構成等が様々であり、表示する箇所や方法について詳細な条件等を一律にお示しすることは困難です。各事業者において、現在書面で掲示されている事項を「インターネットによる閲覧等を可能とし、いつでもどこでも、必要な情報を確認できるようにすることで、利便性の向上を図る」という一括法の趣旨を踏まえ、一般の消費者・利用者に対する適切な情報提供が行われるようご対応ください。</p> <p>その上で、左記のような掲載方法を採用することは否定されません。</p> <p>下段については、ご理解の通りです。</p>
14	<p>【該当条文】 銀行法施行規則第 34 条の2の 35 第2項</p> <p>銀行法第 52 条の 40 第2項に定める「商号若しくは名称又は氏名、許可番号、所属銀行の商号」のウェブサイトへの掲載方式について、トップページへの掲載が必要でしょうか。例えばトップページの「ご案内」の中へ「銀行代理業について」という項目を設け誘導する方式でも可能でしょうか。その際、【銀行代理業 許可番号 関東財務局長(銀代)第●号 (株式会社 ●●銀行) 所属銀行 ●●銀行株式会社、▲▲銀行株式会社】等の記載で問題ないでしょうか(所属銀</p>	

	<p>行が複数ある場合には列記することで問題ないでしょうか)</p> <p>また、上記のように記載するほか、銀行代理業者かつ信託契約代理店である金融機関は、「銀行代理業者に関する事項」「信託契約代理店に関する事項」に分けて、各法定記載事項を表形式で示すことでも法令を充足するという理解でよいでしょうか。</p>	
(2) 標識の営業所・事務所ごとの掲示について		
15	<p>【該当条文】信託業法第 72 条第2項、信託業法施行規則第 75 条第2項</p> <p>信託業法第 72 条第1項は「信託契約代理業を営む営業所又は事務所ごとに」掲示することを規定しているのに対して、第2項は店舗の明示を求められておりません。信託業法第 72 条第2項に定める「商号若しくは名称又は氏名、登録番号、所属信託会社の商号」以外の事項として、「信託契約代理業を営む営業所又は事務所」の情報が考えられますが、これらは法定記載事項ではないという理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>「営業所又は事務所」(外国銀行代理銀行においては「営業所」)の情報は【該当条文】で定める公衆の閲覧に供する事項ではありません。</p> <p>なお、各事業者において、利用者利便の観点から、「営業所又は事務所」(外国銀行代理銀行においては「営業所」)の情報を公衆の閲覧に供することは妨げられません。任意でこうした情報を掲載する場合には、各事業者において、顧客に分かりやすい情報提供に努めていただく必要があると考えます。</p>
16	<p>【該当条文】</p> <p>銀行法第 52 条の2の 10 において準用する銀行法第 52 条の 40 第2項、銀行法施行規則第 34 条の2の 35 第2項</p> <p>銀行法第 52 条の2の 10 において準用する銀行法第 52 条の 40 第1項は「外国銀行代理業務を営む営業所ごとに」掲示することを規定しているのに対して、第2項は店舗の明示を求められておりません。銀行法第 52 条の2の 10 において準用する銀行法第 52 条の 40 第2項に定める「商号、認可番号又は第五十二条の二第三項の規定による届出をして外国銀行代理業務を営む者である旨、所属外国銀行の名称又は商号、主たる営業所が所在する国」(改正銀行法施行令第 14 条の8で読替え)以外の事項として、「外国銀行代理業務を営む営業所」の情報が考えられますが、これらは法定記載事項ではないという理解でよろしいでしょうか。</p>	
17	<p>【該当条文】</p> <p>銀行法第 52 条の 40 第2項、銀行法施行規則第 34</p>	

	<p>条の 40 第2項</p> <p>銀行法第 52 条の 40 第1項は「銀行代理業を営む営業所又は事務所ごとに」掲示することを規定しているのに対して、第 2 項は店舗の明示を求められておりません。銀行法第 52 条の 40 第2項に定める「商号若しくは名称又は氏名、許可番号、所属銀行の商号」以外の事項として、「銀行代理業を営む営業所又は事務所」の情報が考えられますが、これらは法定記載事項ではないという理解でよろしいでしょうか。</p>	
18	<p>【該当条文】</p> <p>信託業法第 72 条第2項、信託業法施行規則第 75 条第2項</p> <p>例えば、信託契約代理店のウェブサイトに標識に含まれている事項を掲載する際に、信託契約代理業務を行っている店舗を併記する等、顧客利便を考えつつ、顧客が店舗ごとの信託契約代理業務の取扱の有無を誤認しないような工夫が期待されるという考え方もあると思います。信託契約代理店が前述の考え方を採用する場合に、信託業法第 72 条第2項に定める「商号若しくは名称又は氏名、登録番号、所属信託会社の商号」が変更にならないときであって、信託契約代理業を営む営業所又は事務所の掲載につき、万が一システム事情等で情報反映が遅れる等により一時的に古い情報が掲載されることがあったとしても、法令違反となるものではないとの理解でよろしいでしょうか(掲載情報については、「〇月〇日時点」という注記をすることで掲載内容の時点を示すことも想定しております。)</p>	
19	<p>【該当条文】銀行法第 52 条の 2 の 10 において準用する銀行法第 52 条の 40 第2項、</p> <p>銀行法施行規則第 34 条の2の 35 第2項例えば、外国銀行代理銀行のウェブサイトに標識に含まれている事項を掲載する際に、外国銀行代理業務を行っている店舗を併記する等、顧客利便を考えつつ、顧客が店舗ごとの外国銀行代理業務の取扱の有無を誤認しないような工夫が期待されるという考え方もあると思います。外国銀行代理銀行が前述の考え方を採</p>	

	<p>用する場合に、外国銀行代理業務を営む営業所の掲載につき、万が一システム事情等で情報反映が遅れる等により一時的に古い情報が掲載されることがあったとしても、直ちに法令違反となるものではないとの理解でよろしいでしょうか(掲載情報については、「〇月〇日時点」という注記をすることで掲載内容の時点を示すことも想定しております)。</p>	
20	<p>【該当条文】 銀行法第 52 条の 40 第2項、銀行法施行規則第 34 条の 40 第2項</p> <p>例えば、銀行代理業者のウェブサイト上に標識に含まれている事項を掲載する際に、銀行代理業を行っている店舗を併記する等、顧客利便を考えつつ、顧客が店舗ごとの銀行代理業の取扱の有無を誤認しないような工夫が期待されるという考え方もあります。銀行代理業者が前述の考え方を採用する場合に、銀行代理業を営む営業所又は事務所の掲載につき、万が一システム事情等で情報反映が遅れる等により一時的に古い情報が掲載されることがあったとしても、直ちに法令違反となるものではないとの理解でよろしいでしょうか(掲載情報については、「〇月〇日時点」という注記をすることで掲載内容の時点を示すことも想定しております)。</p>	
21	<p>【該当条文】 信託業法第 72 条第2項、信託業法施行規則第 75 条第2項</p> <p>もし任意で信託契約代理業を営む営業所又は事務所をウェブサイトに掲載する場合、次のいずれの方式でも問題ないでしょうか。</p> <p><案①: 店舗名は代理店統括部署へ問い合わせる方式></p> <p>(詳細)例えば、代理店 HP にて【信託契約代理店登録票 信託契約代理業 登録番号 財務(支)局長(代信)第●号 (株式会社 ●●銀行) 所属信託会社 ●●信託銀行株式会社 (取扱店舗については「こちら」)】などと記載し、「こちら」に付したリンクの遷移先ページにて取扱店舗に関する情報について代理店統括部署の連絡先を掲載する方式。</p>	

	<p>(各所属信託会社における信託契約代理業を営む営業所又は事務所は、●●●部(TELOO-OOO O-OOOO)までお問い合わせください。等の表示をすることを想定)</p> <p><案②:代理店 HP 画面に店舗と対応業一覧のリンクを付ける方式></p> <p>(詳細)例えば、代理店 HP にて【地銀信託代理店・信託代理業について】のページを用意し、当該ページにて信託契約代理店登録票とともに店舗や対応業一覧表のリンクやファイルを掲載する方式。</p>	
22	<p>【該当箇所】銀行法第 52 条の 2 の 10 において準用する銀行法第 52 条の 40 第 2 項、銀行法施行規則第 34 条の 2 の 35 第 2 項</p> <p>もし任意で外国銀行代理業務を営む営業所をウェブサイトに掲載する場合、次のいずれの方式でも問題ないでしょうか。</p> <p><案 1:店舗名は統括部署へ問い合わせる方式></p> <p>(詳細)例えば、外国銀行代理銀行 HP にて【外国銀行代理業務 認可番号 金融庁長官(金監)第●号(株式会社 ●●銀行) 所属外国銀行 ●●銀行株式会社(主たる営業所が所在する国 ●●)(取扱店舗については「こちら」)】などと記載し、「こちら」に付したリンクの遷移先ページにて取扱店舗に関する情報について統括部署の連絡先を掲載する方式。(各所属外国銀行における外国銀行代理業務を営む営業所は、●●●部(TELOO-OOOO-OOOO)までお問い合わせください。等の表示をすることを想定)</p> <p><案 2:外国銀行代理銀行 HP 画面に店舗と対応業一覧のリンクを付ける方式></p> <p>(詳細)例えば、外国銀行代理銀行 HP にて【外国銀行代理業務について】のページを用意し、当該ページにて外国銀行代理銀行登録の内容とともに店舗や対応業一覧表のリンクやファイルを掲載する方式。</p>	
23	<p>【該当条文】</p> <p>銀行法第 52 条の 40 第 2 項、銀行法施行規則第 34</p>	

	<p>条の 40 第2項</p> <p>もし任意で銀行代理業を営む営業所又は事務所をウェブサイトに掲載する場合、次のいずれの方式でも問題ないでしょうか。</p> <p><案 1: 店舗名は代理業者統括部署へ問い合わせる方式></p> <p>(詳細)例えば、代理業者 HP にて【銀行代理業 許可番号 関東財務局長(銀代)第●号 (株式会社 ●●銀行) 所属銀行 ●●銀行株式会社(取扱店舗については「こちら」)】などと記載し、「こちら」に付したリンクの遷移先ページにて取扱店舗に関する情報について代理業者統括部署の連絡先を掲載する方式。</p> <p>(各所属銀行における銀行代理業を営む営業所又は事務所は、●●●部(TELOO-OOOO-OOO O)までお問い合わせください。等の表示をすることを想定)</p> <p><案 2: 代理業者 HP 画面に店舗と対応業一覧のリンクを付ける方式></p> <p>(詳細)例えば、代理業者 HP にて【銀行代理業について】のページを用意し、当該ページにて銀行代理業者登録の内容とともに店舗や対応業一覧リンクやファイルを掲載する方式。</p>	
(3) 会員制サイト・アプリでの情報提供について		
24	<p>【該当条文】 銀行法施行規則第 13 条の5ほか</p> <p>当行(外国銀行グループ)では一般公衆向けのウェブサイトのほか、顧客等のサービス利用者専用のウェブサイトを設けている。閲覧に供する必要がある文書等を前者ではなく後者の利用者用ウェブサイトに掲載することでも差し支えないか(当該文書等を閲覧する必要がある利用者は前者のウェブサイトを見ない可能性があると思われるため)。</p>	<p>アナログ規制の見直しという観点から現在書面で掲示されている事項をインターネットでも閲覧可能にするという一括法の趣旨に鑑みれば、【該当条文】の規定による措置を講じるときは、使用にあたって会員登録やログインが必要でなく、一般の消費者・利用者が標準的なブラウザを用いて容易にアクセスすることが出来る一般に公開されているウェブサイトに必要な事項を掲載する必要があります。</p>
25	<p>【該当条文】銀行法施行規則第 34 条の2の 34、第 34 条の2の 35</p>	

	<p>当行(外国銀行グループ)では一般公衆向けのウェブサイトのほか、顧客等のサービス利用者専用のウェブサイトも設けている。閲覧に供する必要がある文書等を前者ではなく後者の利用者用ウェブサイトに掲載することでも差し支えないか(当該文書等を閲覧する必要がある利用者は前者のウェブサイトを見ない可能性があると思われるため)。</p>	
26	<p>【該当条文】 貸金業法第 14 条第2項、第 23 条第 2 項</p> <p>貸金業者と取引のある者のみが閲覧できるウェブサイト(会員専用サイト)にのみ貸金業法第 14 条第2項および同法第 23 条第2項の事項を掲載しても、改正法に準拠した対応といえるか。</p>	
27	<p>【該当条文】 貸金業法第 14 条第2項</p> <p>貸金業法 14 条2項に基づいて表示すべき同条1項各号(4号を除く)に定める事項は、取扱中の商品に係るもの全てを明示すべきことを要求するものと考えられます。</p> <p>この点、広く一般向けに販売する商品と業務提携先の顧客のみを対象とする限定商品とを並列して表示した場合、顧客にとっては煩雑で混乱を招く懸念があり、デジタル社会形成基本法第5条が定める「消費者の主体的かつ合理的選択の機会の拡大」を却って阻害する可能性があります。</p> <p>そのため貸金業法 14 条2項に基づく表示には、業務提携先のホームページにのみ表示する方法などデジタル社会形成基本法第5条の趣旨に沿う運用が広く認められるべきものと存じます。</p>	
28	<p>【該当条文】 貸金業法第 14 条第2項、第 23 条第 2 項</p> <p>貸金業者が提供するスマホアプリの画面上においても貸金業法第 14 条第2項および同法第 23 条第2項の事項を掲載する必要があるか。</p>	<p>アナログ規制の見直しという観点から現在書面で掲示されている事項をインターネットでも閲覧可能にするという一括法の趣旨に鑑みれば、【該当条文】の規定による措置を講じるときは、使用にあたって会員登録やログインが必要でなく、一般の消費者・利用者が標準的なブラウザを用いて容易にアクセスすることが出来る一般に公開されているウェブサイトに必要な事項を掲載する必要があります。</p> <p>他方、各事業者において、利用者利便の観点か</p>

		ら、スマホアプリ上でも利用者に対してウェブサイトを提供するものと同様の情報を提供することは妨げられません。
(4) 外国銀行支店のウェブサイトについて		
29	<p>【該当条文】銀行法施行規則第 13 条の5ほか</p> <p>銀行法施行規則第 13 条の5第5項等では「当該銀行のウェブサイトに掲載」とされているが、外国銀行在日支店が独自のウェブサイトを開設していない場合、海外本店/グループのウェブサイトに掲載することでも差し支えないか？</p> <p>日本所在のグループ会社(例 持株会社、グループ証券会社など)のウェブサイトに掲載することでも差し支えないか。</p> <p>海外本店/グループのウェブサイトに掲載する方法で差し支えない場合、掲載する文言は英語でも差し支えないか(但し、閲覧する必要がある者が英語を理解できることを前提とする)。</p>	<p>外国銀行在日支店が独自のドメインを取得しておらず、又は自らドメインの管理・運営をしていない場合であっても、母国本店等同一法人やグループ法人(以下「母国本店等」という。)が当該外国銀行全体・グループ全体として一体的に取得し、かつ管理・運営するドメイン上に必要な情報を掲載するような方法は【該当条文】で定める方法に含まれます。ただし、この場合、現在書面で掲示されている事項をインターネットでも閲覧可能にするという一括法の趣旨に鑑み、例えば母国本店等が管理・運営するドメイン上に外国銀行在日支店に係る情報をまとめて掲載する箇所やウェブページを設けるなど、母国本店等のウェブサイトの情報のうち外国銀行在日支店に係る部分が明確であるようにしていただく必要があります。</p> <p>また、この場合、一般の消費者・利用者への適切な情報提供という観点から、ウェブサイトへの掲載は日本語で行う必要があります。なお、日本語以外の情報を併記することは妨げられません。</p>
30	<p>【該当条文】</p> <p>銀行法施行規則第 34 条の2の 34、第 34 条の2の 35</p> <p>銀行法施行規則第 34 条の2の 34 第4項等では「当該外国銀行代理銀行のウェブサイトに掲載」とされているが、外国銀行在日支店が独自のウェブサイトを開設していない場合、海外本店やグループのウェブサイトに掲載することでも差し支えないか。</p> <p>日本所在のグループ会社(例 持株会社、グループ証券会社など)のウェブサイトに掲載することでも差し支えないか。</p> <p>海外本店/グループのウェブサイトに掲載する方法で差し支えない場合、掲載する文言は英語でも差し支えないか(但し、閲覧する必要がある者が英語を理解できることを前提とする)。</p>	<p>また、この場合、一般の消費者・利用者への適切な情報提供という観点から、ウェブサイトへの掲載は日本語で行う必要があります。なお、日本語以外の情報を併記することは妨げられません。</p>
(5) 掲載内容の更新のタイミングについて		
31	<p>貸金業法第 14 条第2項および同法第 23 条第2項の事項について変更があった場合、変更発生日(休業日の場合は翌営業日)の営業時間内にウェブサイトの掲載内容を変更すれば、改正法の要件を満たしているか。</p>	<p>掲載事項の更新までの時間について特段の定めはございませんが、一般の消費者・利用者が、変更前の掲載内容で営業が行われていると誤認されることがないように、遅滞なくご対応いただく必要があります。</p>

(6)掲載期間について		
32	<p>【該当条文】 信金法施行規則第 128 条第4項</p> <p>意見等: 信金法施行令第 12 条第 2 項第 2 号又は同項第 3 号の規定により事務所において休日を設定する場合、当該休日を設定している限りは、信金法施行規則第 128 条第4項各号の事項を継続して当該金庫のウェブサイトに掲載し続ける必要があるとの理解でよいか。</p>	ご理解の通りです。
33	<p>【該当条文】 信金法施行規則第 129 条第4項</p> <p>意見等: 事務所において業務取扱時間の変更について、当該業務取扱時間を変更をしている限りは、第 129 条第 4 項各号の事項を継続して当該金庫のウェブサイトに掲載し続ける必要があるとの理解でよいか。</p>	
34	交換業府令の改正について、廃業に係る掲示をしている事業者の HP はいつ閉鎖してよいのでしょうか。	廃止日までは掲載いただく必要があります。
(7)その他		
35	貸金業者は、法第 14 条第2項および第 23 条第2項の事項をウェブサイトの閲覧者が保存・印刷できるファイル形式や仕組みを備えなければならないか。	ご指摘のような対応の必要はございません。
36	<p>【該当条文】 貸金業法施行規則第 11 条第6項</p> <p>意見・質問: 貸金業者が貸金業法第 15 条の「貸付条件の広告等」に係る事項を HP 上で表示している場合、当該表示が法第 14 条第2項の要件を満たしていれば、別途法第 14 条第2項に基づく「貸付条件等の掲示」をする必要はないと解してよいか</p>	ご理解の通りです。
37	銀行法施行規則第 34 条の 55 第6項(改正後)について確認させていただきたい。当該条文は、銀行代理業者のウェブサイトに銀行代理業を営む営業時間を掲示する必要がある旨を規定するものと認識している。当社の銀行代理業者は同一グループ内の証券会社であり、当該証券会社の支店・営業所の営	ご指摘のような場合については、一般の消費者・利用者が、当該証券会社のウェブサイトに掲載している当該証券会社の営業時間が銀行代理業者としての営業時間でもあることがわかるよう対応いただく必要があります。

	業時間は当該証券会社のウェブサイトに掲載している。加えて、当該証券会社が当社を所属銀行とした銀行代理業者である旨も証券会社のウェブサイト上に掲載している。当然、銀行代理業者としての営業時間は、当該証券会社と同じであるが、別途その旨を証券会社のウェブサイトに記載するべきか。	
II 掲載内容関係		
(1)「その他内閣府令で定める事項」について		
38	貸金業法第 23 条第2項前段の「その他内閣府令で定める事項」について、貸金業法施行規則第 20 条に具体的な規定が見られないが、「商号若しくは名称又は氏名」、「登録番号」、「登録有効期間」のほかにウェブサイトに掲載を要する事項はあるか。	現時点において、当該条項に規定する「その他内閣府令で定める事項」として定めるものはありません。
39	保険業法施行規則第 211 条の 21 第2項の参照元の条文「保険業法第 272 条の8第2項」において、掲示すべき事項については、「商号又は名称、登録番号、代表者の氏名、本店又は主たる事務所の所在地その他内閣府令で定める事項」とありますが、「その他内閣府令で定める事項」には、何が該当するのでしょうか。	
40	<p>【該当条文】 信託業法施行規則第 75 条第2項</p> <p>本条項は、信託業法第 72 条第2項の規定による閲覧に供する措置にかかる定めですが、当該条項に定める「その他内閣府令で定める事項」は、本条項に規定はなく、また今回改正予定のその他内閣府令案においても特段定めはないという理解でよろしいでしょうか。</p>	
41	<p>【該当条文】 銀行法施行規則第 34 条の2の 35 第2項</p> <p>本条項は、銀行法第 52 条の2の 10 において準用する法第 52 条の 40 第2項の規定による閲覧に供する措置にかかる定めですが、当該条項に定める「その他内閣府令で定める事項」は、本条項に規定はなく、また今回改正予定のその他内閣府令案においても特段定めはないという理解でよろしいでしょうか。</p>	
42	<p>【該当条文】 銀行法施行規則第 34 条の 40 第2項</p>	

	<p>本条項は、銀行法第 52 条の 40 第2項の規定による閲覧に供する措置にかかる定めですが、当該条項に定める「その他内閣府令で定める事項」は、本条項に規定はなく、また今回改正予定のその他内閣府令案においても特段定めはないという理解でよろしいでしょうか。</p>	
43	<p>【該当条文】 銀行法施行規則第 34 条の 40、第2項、第3項</p> <p>銀行法第 52 条の 40、第2項に「銀行代理業者は、内閣府令で定めるところにより、商号若しくは名称又は氏名、許可番号、所属銀行の商号その他内閣府令で定める事項」とあるが、銀行法施行規則改正案第 34 条の 40、第2項及び第3項には、「その他内閣府令で定める事項」の記載がなく、現時点でその他内閣府令で定める事項は存在しないとの理解でよいか。</p>	
44	<p>【該当条文】 貸金業法施行規則第 20 条</p> <p>貸金業法第 23 条第2項に、「商号若しくは名称又は氏名、登録番号、登録有効期間その他内閣府令で定める事項」とあるが、貸金業法施行規則改正案第 20 条には、その他内閣府令で定める事項の記載がなく、現時点でその他内閣府令で定める事項は存在しないとの理解でよいか。</p>	
(2) 店頭のみで取り扱う商品のウェブサイト掲載について		
45	<p>【該当条文】 信金法施行規則第 104 条第4項</p> <p>意見等： 実店舗において信金法施行規則第 104 条第1項各号で列挙されている金融商品を取り扱っている金融機関は、ウェブサイト上で金融商品の紹介やインターネット販売等を行っていない場合であっても、ウェブサイトに金銭債権等と預金等との誤認防止措置に関する掲載を行う必要があるという理解で良いか。</p>	<p>ご理解の通りです。</p> <p>本改正は、アナログ規制の見直しという観点から現在書面で掲示されている事項をインターネットでも閲覧可能にするという一括法の趣旨に従うものであり、仮に実店舗のみで金融商品の販売を行っていたとしても、ウェブサイトを保有している場合には、当該ウェブサイトを通じて利用者に情報の提供を行っていると考えられ、取り扱う金融商品の情報を当該ウェブサイトを通じて提供することは利用者の利便の観点から適当と考えられます。</p>
46	<p>【該当条文】 信金法施行規則第 151 条第2項～第4項</p>	

	<p>意見等： 実店舗において第 151 条第 1 項に規定されている金融商品を取り扱っている信用金庫代理業者は、ウェブサイト上で金融商品の紹介やインターネット販売等を行っていない場合であっても、ウェブサイトに金銭債権等と預金等との誤認防止措置に関する掲載を行う必要があるという理解で良いか。</p>	
(3)その他		
47	<p>【該当条文】 信金法施行規則第 146 条</p> <p>意見等： 信金法に準用される銀行法第 52 条の 40 第 2 項において、信用金庫代理業者はウェブサイトに商号や許可番号等を掲載する必要があるとされている。掲載する事項のうち許可番号については、信金法第 85 条の 2 の 2 に規定する金庫等が信用金庫代理業を行う場合は、許可番号に代えて、同条の規定により信用金庫代理業を行う者である旨を記載するという理解で良いか。※ 事務所等に掲示する標識については、別紙様式第 17 号の記載上の注意 2 において、許可番号に代えて、信金法第 85 条の 2 の 2 の規定により信用金庫代理業を行う者である旨を表示することとされているが、本ウェブサイトへの掲載については、同様の規定がないため念のための確認である。</p>	<p>信金法第 85 条の 2 の 2 に規定する金庫等が信用金庫代理業を行う場合にウェブサイトに掲載する事項は「商号又は名称」、「所属信用金庫の名称」及び「その他内閣府令で定める事項」であり、「許可番号」を掲載する必要はありません。</p> <p>この点、一括法政令(令和5年 11 月6日公布、令和6年4月1日施行)における信金法施行令第 13 条第4項の改正において、信金法第 89 条第5項において準用する銀行法第 52 条の 60 の 2 第2項の規定により同法第 52 条の 40 第2項を適用する場合の読替規定を新設していますので、併せてご確認ください。</p> <p>なお、現時点において「その他内閣府令で定める事項」として定めるものではありません。</p>
Ⅲ 適用除外関係		
(1)「その常時使用する従業員」について		
48	<p>【該当条文】 信託業法施行規則第 50 条第1項第1号</p> <p>「常時使用する従業員の数が二十人以下」とありますが、当該従業員は、信託契約代理店に所属する全従業員の数を指すという理解でよろしいでしょうか。(あるいは、所属信託会社または所属信託兼営金融機関にかかる信託契約代理業に従事する従業員の数を指すということでしょうか。)</p>	<p>ご理解の通り、当該信託契約代理店に所属する全従業員の数を指します。</p>
49	<p>【該当条文】 銀行法施行規則第 34 条の 40 第3項</p>	<p>ご理解の通り、当該銀行代理業者に所属する全従業員の数を指します。</p>

	「常時使用する従業員の数が二十人以下」とありますが、当該従業員は、銀行代理業者に所属する全従業員の数を指すという理解でよろしいでしょうか。（あるいは、所属銀行にかかる銀行代理業に従事する従業員の数を指すということでしょうか）	
50	貸金業法施行規則の改正案で、従業員数 20 人以上はウェブサイトで公表が必要だとなっているが、従業員は全員でなく貸金業に携わる従業員数で計算するようにしてほしい。当社は他業がメインで、兼業の貸金業は細々と行っているだけで、余裕がなく対応が取れない。厳しすぎる規制はやめてもらいたい。	書面掲示規制の見直しにおける適用除外規定は一律にインターネットによる掲示を義務付けることとした場合に零細事業者等に新たに自社ウェブサイトを整備することによる過度な負担が及び得ないようにするものであり、この趣旨に鑑みると、適用除外の基準としては、業としての規模ではなく、会社全体としての規模に着目することが適切であると考えています。 なお、本改正でウェブサイトでの公表義務が追加される貸金業者は、その常時使用する従業員の数が 21 人以上であり、かつ、自社のウェブサイトがある事業者になります。
(2)「そのウェブサイト」について		
51	貸金業法の施行規則が改正されるようですが、「そのウェブサイトがない場合」には、公表はしなくてもよいとなっていますが、貸金業についてのウェブサイトは持っていませんが、兼業の他の事業では持っているという場合はどうしたらよいのでしょうか。 当社では貸金業用のサイトは必要がなく作っていないので、対応は非常に難しいです。	書面掲示規制の見直しにおける適用除外規定は一律にインターネットによる掲示を義務付けることとした場合に零細事業者等に新たに自社ウェブサイトを整備することによる過度な負担が及び得ないようにするものであり、この趣旨に鑑みると、他業に用いる目的でウェブサイトを有している場合には、「そのウェブサイトがない場合」に該当しないと考えられます。
(3)適用除外該当性の判断について		
52	保険業法施行規則第 211 条の 21 第3項第1号における「除外規定の対象人数」については、いつの時点で何をもって判断するのでしょうか。期の途中で規定の対象人数を超過した場合については、次の判定時期までは対象外になるとの理解でよろしいでしょうか。	常時使用する従業員の数が 20 人を超えた時点で保険業法第 272 条の8第2項に規定する事項をウェブサイトに掲載頂く必要があります。 なお、常時使用する従業員の数が 20 人以下になった場合、ウェブサイトに掲載いただく法令上の義務は課されなくなりますが、利用者利便の向上という一括法の趣旨に照らせば引き続きウェブサイト上で掲載いただくことが望ましいと考えています。
(4)適用除外基準の根拠について		
53	保険業法施行規則第 211 条の 21 第3項第1号において、「除外規定の対象人数」を 20 人以下とした根拠をご教示いただきたい。	適用除外となる従業員数の検討に際しては、中小企業基本法における「小規模企業者」の定義を参考にしています。中小企業庁によれば、製造業、建設業、運輸業その他の業種については、常時使用する

		従業員の数が 20 人以下の事業者を「小規模企業者」と定義しており、「金融業、保険業」は「製造業その他」の業種に該当することから、適用除外となる従業員数を 20 名以下としました。
	IV その他	
	(1) 既存の契約の見直しについて	
54	「公衆の閲覧に供する方法」が委託契約書の案に記載すべき事項として追加されている。施行後は公衆の閲覧に係る対応を行う必要がある一方で、既存の委託契約については、見直し等を求められないという理解で良いか。	ご理解の通りです。
55	<p>【該当条文】 銀行法施行規則第 34 条の 2 の 3 第 1 項第 7 号</p> <p>今般の改正に伴い、既に締結済みの外国銀行代理業務に係る委託契約書については、契約変更が必須ではないと理解してよいでしょうか。</p> <p>また、所属外国銀行および外国銀行代理銀行の任意で、既に締結済みの外国銀行代理業務にかかる委託契約書を変更する場合でも、当該変更に係る当局宛の届出は不要と理解してよいでしょうか（法令上、外国銀行代理業に係る委託契約書または再委託契約書を変更した場合に、外国銀行代理業者に当局宛の届出を義務付ける規定はないと理解しています）。</p>	<p>前段については、ご理解の通りです。</p> <p>後段についても、貴見の通り、該当箇所の変更に係る変更届出は法令上提出が求められていません。</p>
56	<p>【該当条文】 銀行法施行規則第 34 条の 35 第 1 項第 9 号</p> <p>今般の改正に伴い、既に締結済みの銀行代理業務に係る委託契約書については、契約変更が必須ではないと理解してよいでしょうか。</p> <p>また、所属銀行および銀行代理業者の任意で、既に締結済みの銀行代理業にかかる委託契約書を、銀行法施行規則第 34 条の 35 第 1 項第 9 号の改正に伴って変更する場合には、当局宛届出を不要としていただけませんか（現行の銀行法施行規則第 35 条第 4 項第 2 号にあるとおり、銀行代理業に係る委託契約書または再委託契約書を変更した場合、銀行代理業者は当局宛の届出が必要になると理解しています）。</p>	<p>前段については、ご理解の通りです。</p> <p>後段については、銀行代理業の場合、委託契約書又は再委託契約書を変更した場合には、変更届出の提出を要することとなっているため（銀行法施行規則第 35 条第 4 項第 2 号）、任意に今回の改正に伴う委託契約書の変更を行った場合には契約書の変更届出が必要となります。</p>

(2)経過措置について		
57	<p>【該当条文】 信託業法施行規則</p> <p>本条項は 2024 年4月1日施行予定ですが、パブコメ終了後、2か月程度で対応できない信託契約代理店もあることが想定されます。その場合、猶予期間等経過措置(例えば、2024 年9月末までの猶予を頂戴する等)を設けることは想定されていますでしょうか(経過措置がない場合、施行日までに物理的にウェブサイトに掲載できなかった信託契約代理店は法令違反となるとの理解でしょうか。)</p>	<p>一括法施行日政令(令和5年9月 12 日閣議決定)で一括法の施行日が令和6年4月1日と定められており、本府令はそれに係る改正であること、また、今回措置が求められている事項について過度に負担となる事業者に対しては適用除外規定が設けられていることから、特段の経過措置を設けることは予定しておりません。なお、法令に定める掲載義務が施行日時点において果たされていない場合は、法令違反となり得るものと考えられます。</p>
58	<p>【該当条文】 銀行法施行規則</p> <p>本条項は 2024 年 4 月 1 日施行予定ですが、パブコメ終了後、2 か月程度で対応できない銀行代理業者、外国銀行代理銀行もあることが想定されます。その場合、猶予期間等経過措置(例えば、2024 年 9 月末までの猶予を頂戴する等)を設けることは想定されていますでしょうか(経過措置がない場合、施行日までに物理的にウェブサイトに掲載できなかった銀行代理業者、外国銀行代理銀行は法令違反となるとの理解でしょうか。)</p>	
(3)施行日をまたぐ場合の取扱いについて		
59	<p>移動業府令について、金銭の受領と受領証書の交付が、施行日をまたぐ場合どのように対応する必要があるか。</p>	<p>金銭の受領と受領証書の交付が施行日をまたぐ場合の取扱いについては、附則第6条の規定のとおり、改正後の移動業府令第 30 条の規定は施行日以後に資金移動業の利用者から金銭その他の資金を受領した場合について適用し、施行日前に資金移動業の利用者から金銭その他の資金を受領した場合には、なお従前の例によることとしています。</p> <p>従って、以下の通り対応していただく必要があります。</p> <p>①施行前にデジタル交付の承諾を得ている顧客については施行後もデジタル交付可能</p> <p>②施行前に書面交付を受ける旨の申出があった顧客については施行後も書面交付</p>
60	<p>移動業府令についてご質問がございます。</p>	<p>ウェブサイト掲載の開始日については、廃止の公告後速やかに認定資金決済事業者協会の協力を得</p>

	<p>第 28 条3項では、認定資金決済事業者協会のウェブサイトでの掲載が求められています。この掲載の開始日及び終了日はどのように考えたらよいでしょうか。</p> <p>また、施行日をまたぐ場合の取扱いについて教えていただきたく、たとえば、令和6年3月1日に資金移動業の廃止公告を行い、同年4月 10 日に資金移動業を廃止するようなスケジュールを想定していた場合には、同年4月1日から追加でウェブサイトの掲載もしなければならないのでしょうか。</p>	<p>で行っていただく必要があります。ウェブサイト掲載の終了日については、廃止日までは掲載いただく必要があります。</p> <p>また、廃止公告日と廃止日が施行日をまたぐ場合の取扱いについては、改正後の移動業府令第 38 条の規定は施行日以後に資金決済法第 61 条第3項の規定による公告を行う場合について適用し、施行日前に同項の規定による公告を行う場合については、なお従前の例によりますので、左記のような例では、必ずしも施行日から追加でウェブサイトの掲載を行っていただく必要はありません。</p>
(4)承認申請書等の記載事項について		
61	<p>【該当条文】 信金法施行規則第 141 条第1項第9号</p> <p>意見等： 「公衆の閲覧に供する方法」が委託契約の内容を記載した書面に記載すべき事項として追加されているが、これは信用金庫代理業者のウェブサイトのトップページの URL を記載すれば良いという理解で良いか。</p>	<p>どの事業者が管理するウェブサイトに公衆の閲覧に供すべき情報を掲載するのかを明らかにしたうえで、当該情報が掲載されているページの URL を記載いただくことを想定していますが、トップページの URL を記載することに合理性がある場合は、トップページの URL を記載することも許容されると考えています。</p>
62	<p>【該当条文】 信金法施行規則第 160 条の2第1項第2号、第4項、第5項</p> <p>意見等： 第 160 条の2第1項第2号の「公衆の閲覧に供する方法」については特定信用金庫代理業者のウェブサイトのトップページの URL を記載すれば良いか。 そのうえで、第 160 条の 2 第4項及び第5項に基づく掲載等は、顧客が見つけやすいことが前提ではあるが、当該ウェブサイトの下層ページでも差し支えないことを確認したい(例えば、ホームページ内にある店舗一覧ページに記載する)。</p>	<p>前段については、どの事業者が管理するウェブサイトに公衆の閲覧に供すべき情報を掲載するのかを明らかにしたうえで、当該情報が掲載されているページの URL を記載いただくことを想定していますが、トップページの URL を記載することに合理性がある場合は、トップページの URL を記載することも許容されると考えています。</p> <p>後段については、ご理解のとおりです。</p>
63	<p>【該当条文】 信金法施行規則第 128 条第1項第2号、第3項</p> <p>意見等： 第 128 条第 1 項第 2 号の「公衆の閲覧に供する方法」については、当該金庫のウェブサイトのトップペ</p>	

	<p>ージの URL を記載すれば良いか。そのうえで、同条第 3 項に基づく掲載は、顧客が見つけやすいことが前提ではあるが、当該金庫のウェブサイトの下層ページでも差し支えないことを確認したい(例えば、ホームページ内にある店舗一覧ページに記載する)。</p>	
64	<p>【該当条文】 信金法施行規則第 130 条第 1 項第 2 号、第 130 条第 4 項</p> <p>意見等: 第 130 条第 1 項第 2 号の「公衆の閲覧に供する方法」については、当該金庫のウェブサイトのトップページの URL を記載すれば良いか。</p> <p>そのうえで、銀行法第 16 条第 2 項及び信金法施行規則第 130 条第 4 項に基づく掲載は、顧客が見つけやすいことが前提ではあるが、当該金庫のウェブサイトの下層ページでも差し支えないことを確認したい(例えば、ホームページ内にある店舗一覧ページに記載する)。</p>	
65	<p>【該当条文】 信金法施行規則第 162 条第 1 項第 5 号、第 4 項</p> <p>意見等: 第 162 条第 1 項第 5 号の「公衆の閲覧に供する方法」については、特定信用金庫代理業者のウェブサイトのトップページの URL を記載すれば良いか。</p> <p>そのうえで、第 162 条第 4 項に基づく掲載は、顧客が見つけやすいことが前提ではあるが、当該ウェブサイトの下層ページでも差し支えないことを確認したい(例えば、ホームページ内にある店舗一覧ページに記載する)。</p>	
66	<p>【該当条文】 信金法施行規則第 141 条第 1 項第 9 号</p> <p>意見等: 委託契約書の案の記載事項として「公衆の閲覧に供する措置」が追加されたが、本措置については、「ウェブサイトに掲載する方法」を指しているとの理解でよいか(「公衆の閲覧に供する措置」について、信金法施行規則第 146 条第 2 項、第 151 条第 5 項、第 160</p>	<p>いずれもご理解の通りです。</p>

	<p>条の2第4項等においては、ウェブサイトに掲載する方法と規定されている。)</p> <p>この場合、準用銀行法第 52 条の 40 第2項ただし書き及び信金法施行規則第 146 条第3項等に規定のとおり、その常時使用する従業員が 20 人以下である場合等においては、「公衆の閲覧に供する措置」に関する事項については、委託契約書の案への記載不要との理解でよいか。</p> <p>また、契約締結後に常時使用する従業員が 20 人を超えた場合等には、ウェブサイトへの掲載による公衆の閲覧を行うことが必要となるが、委託契約の見直しを行う必要はないとの理解でよいか。</p>	
(5)ウェブサイトトラブルについて		
67	<p>ウェブサイトがトラブルにより閲覧できなくなった場合、一律に貸金業法第 14 条第2項又は同法第 23 条第2項の違反となり得るか。例えば、ウェブサイトがトラブルにより標識・貸付条件表が閲覧できなかった期間。</p>	<p>同項の違反となるかどうかにつきましては、事実関係等に基づいて個別に判断されるべき事柄であるため、一律にお答えすることは困難です。なお、あくまで一般論として申し上げれば、同項の違反となるか否かは、ウェブサイトを開覧に供することができなくなった原因やその期間などの個別の事情に応じて判断されるものと考えられます。いずれにせよ、仮にウェブサイトが開覧できなくなった場合には、可能な限りの早期の復旧といった適切な対応に努めていただく必要があります。</p>
(6)その他		
68	<p>【該当条文】 銀行法施行規則第 13 条の5 第5項</p> <p>「顧客の知識、経験、財産の状況及び特定預金等契約を締結する目的に照らして当該顧客に理解されるために必要な方法及び程度による説明をすることなく、特定預金等契約を締結する行為」(禁止行為)は、特定投資家に対する取引については適用除外になっています(銀行法施行規則第 14 条の 11 の 30 の2第2号)。</p> <p>同様に、「顧客の知識、経験、財産の状況及び取引を行う目的を踏まえ、顧客に対し、書面の交付その他の適切な方法により、預金等との誤認を防止するための説明」を金銭債権、有価証券、保険商品を取り扱う場合に行うこと(銀行法施行規則 13 条の5第1項)についても、上記特定預金の説明義務とのバラ</p>	<p>今般の改正により、銀行法施行規則第 13 条の5 第1項に掲げる商品を扱う場合において、銀行は、同条第3項に基づく店頭掲示の内容につき、同条第5項に基づいてウェブサイト掲載による公衆閲覧の措置が求められることとなります。当該措置は、同規則第 14 条の 11 の 30 の2第2号のように個別の契約締結に係るものではないため、顧客属性に応じた対応が想定されるものではありません。</p> <p>なお、同規則第 13 条の5第1項については、今般改正は行われておらず、その取扱いが変更されるものではありません。</p>

	<p>ンスを勘案し、顧客の投資経験等に応じてリスクベ ースで対応可能と考えてよろしいでしょうか。</p> <p>外銀在日支店で、リテール業務がなく、本条項に関 連する業務としては、金融機関にローン債権を販売 する業務が想定される場合、金銭債権等の預金等と の誤認防止を金融機関に説明したり、店頭やウェブ サイトに掲載しても、効果は限定的だと考えられるた めです。</p>	
69	<p>【該当条文】 信託業法施行規則第 75 条第2項</p> <p>信託契約代理店のウェブサイトに掲載する場合、所 属信託会社または所属信託兼営金融機関は、各信 託契約代理店のウェブサイト掲載状況について管理 する義務が生じるものではないとの理解でよろしいで しょうか。</p> <p>他方、仮に各信託契約代理店においてウェブサイト 掲載にかかる法令違反が発生した場合、所属信託 会社または所属信託兼営金融機関は届出義務が生 じるということでしょうか。</p> <p>(所属信託会社＝信託業法施行規則第 48 条第1項 第8号に定める届出、所属信託兼営金融機関＝兼 営法施行規則第 39 条第1項第4号ハに定める届出 を想定しております。)</p>	<p>前段については、ウェブサイトに掲載する義務を 負うのは信託契約代理店であり、ただちに所属信託 会社に本件に係る管理義務が生じるものではありませんが、信託契約代理業制度は、所属信託会社 による信託契約代理店に対する一定の指導・監督を前 提としていることから、今般の法改正に伴う義務履行 についても、所属信託会社による信託契約代理店管 理の一環として、信託契約代理店に対して信託契約 代理店のウェブサイト掲載の周知等を行っていただく 必要があると考えます。</p> <p>後段については、ご理解のとおりです。</p>
70	<p>【該当条文】 貸金業法施行規則第 11 条第6項</p> <p>意見・質問: 「貸金業者向けの総合的な監督指針」Ⅱ-2-15(2) ①において、貸付けの条件の具体的内容を1つでも 表示した広告をした場合には貸金業法第 15 条に定 める「貸付条件の広告等」に該当すると記載されて いるところ、本改正に基づいて貸金業者が自社のウ ェブサイトに貸付条件の掲示を行う場合、「法第 14 条 第2項の規定に基づく旨の表示」を付せば、当該貸 付条件の掲示は法第 15 条に規定する「貸付条件の 広告」には該当しないものと解してよいか</p>	<p>貸付条件等の掲示等について、それが貸金業法 第 15 条に基づく広告であるかについては、個別事例 ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと 考えられますが、仮に記載内容に「法第 14 条第2項 の規定に基づく旨の表示」である旨が付言されて いる場合でも、ウェブサイトにおける掲載箇所、宣 伝することを目的とした文面や、借入の申請フォーム へのリンクが入っていたりするなど、同法第 14 条第2項 で定める事項と併せて、明らかに借入れを促進する ような内容が含まれているような場合には、同法第 15 条に規定する「貸付け条件の広告」に該当する可 能性があるものと考えます。</p>
71	<p>移動業府令38条5項の改正に伴い、同令別紙様 式第25号の記載も改正されるのでしょうか。</p>	<p>貴見の通りです。</p>